

別記3 予防規程（給油取扱所）

| | |
|---|---|
| 表 | 紙 |
|---|---|

予 防 規 程

（会社名）

（給油取扱所名）

年 月 日（制定・変更）

給油取扱所予防規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、_____給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災又は危険物の流出、若しくは地震等による災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

（遵守義務）

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第5条 この規程は、毎年1回以上検討を加え、必要に応じてこれを修正整備し、当所の実態に即応した規程の維持に努めなければならない。

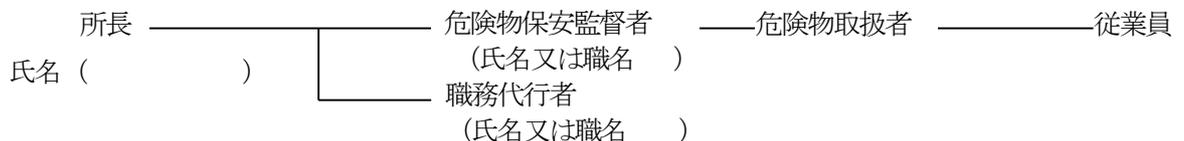
なお、所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、消防本部に変更の申請をして認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

（組織）

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため次のとおり保安の役割分担を定めなければならない。



2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

（所長の責務）

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持に努めなければならない。

（危険物取扱者の職務）

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定める危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

（貯蔵及び取扱基準）

第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- 二 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- 三 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- 四 みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- 五 危険物を給油又は積み下ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- 六 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- 七 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもつばら対象とするような業務を行わないこと。
- 二 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- 三 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理誘導及び喫煙管理等を行うこと。

（駐車）

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で駐車が禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

（定期点検）

第14条 所内の危険物施設等は、消防法第14条の3の2に基づき、1年に1回以上定期点検を実施しなければならない。

- 2 前項により行った点検の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

（自主点検）

第15条 _____は、所内の危険物施設等、火気使用設備、電気設備及びその他関連設備の構造、設備の維持管理、機能保持及び安全管理に関して、__ヶ月に1回以上巡視点検を行わなければならない。

（工事中の安全対策）

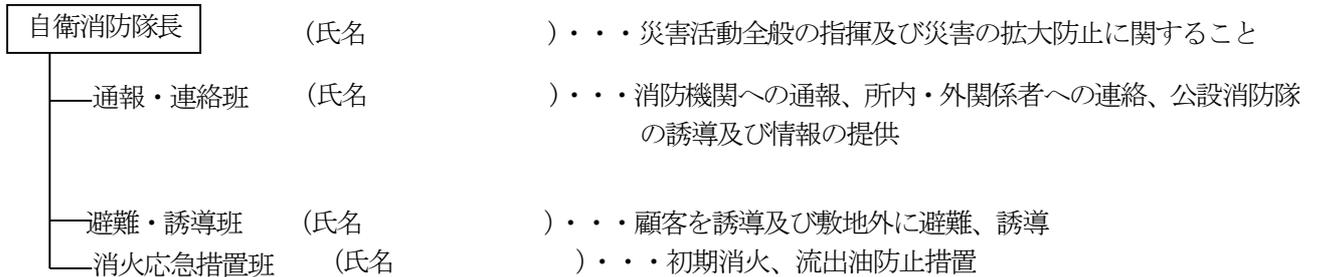
第16条 危険物施設の改修、補修工事を行う時は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

- 2 _____は、前項の工事を行う場合には、工事責任者に対して工事が安全かつ適正に行われるように監視監督を行わなければならない。
- 3 _____は、火気の取り扱い及び安全対策について工事責任者に確認を行い、危険物事故の未然防止策を講じるように指示しなければならない。

第5章 火災等の災害時の措置

（自衛消防隊）

第17条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。



（消火活動）

第18条 消火活動等は、次により行わなければならない。

一 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、ただちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

なお、応急措置等は、任務分担に基づき、責任をもって確実、迅速に行うこと。

二 危険物が所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれのあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止、除去等の応急措置を講ずること。

（地震発生時の措置）

第19条 地震が発生したときには、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備、器具の使用を中止しなければならない。

なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

（地震警戒宣言発令時の措置）

第19条の2 大規模地震対策特別措置法に規定する警戒宣言発令時には、別に定める任務分担により活動すること。

（風水害時の措置）

第20条 高潮、浸水、土砂災害及び強風による被害の軽減を図るため「風水害対策の実施計画」に定める措置を行うものとする。

第6章 教育及び訓練

（保安教育）

第21条 所長は、従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

| 対象者 | 実施時間 | 内容 |
|------|------|---|
| 全従業員 | 回/年 | (1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項 |
| 新入社員 | 入社時 | (4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他 |

（訓練）

第22条 訓練は部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は____ヶ月に1回以上、総合訓練は____ヶ月に1回以上、次により行うこと。

- 一 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。
- 二 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ、総合的に行うこと。

第7章 雑則

（予防規程違反者への措置）

第23条 所長は、この規程に違反した者に対しては再教育を実施し、再び違反しないよう指導する等の措置を行うものとする。

大規模地震警戒宣言発令時の任務分担

| | |
|----------------|--|
| 給油業務等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油業務は原則として停止する。（やむをえず給油業務を行う場合は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行う。） ・ 所内に駐車中の車両のサイドブレーキの確認をする。 ・ 陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。 ・ 看板の固定部分の安全確認を行う。 ・ 地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示をする。 |
| 専用タンクへの危険物の荷卸し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動タンクから専用タンクへの危険物の荷下ろし作業は、原則として停止する。 ・ 元売先へ危険物の荷下ろし業務を停止する旨の連絡を行う。 ・ 注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。 |
| 計量機等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計量機の固定確認を行う。 ・ 懸垂式計量機のホース及びビノズルの固定の確認を行う。 ・ 消火器、防災資機材等を点検し必要箇所への配置を行う。 ・ 定期点検箇所の再確認を行う。 |
| 火気使用設備等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、火気の使用は停止する。 ・ ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。 |
| 建築物等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてガラス等をテープにより補強する。 ・ 出入口、階段等に障害物がないか確認する。 |
| 活動体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員個々の任務分担の再確認を実施する。 ・ 休日、夜間等は作業員を招集し緊急時に対応可能な体制を早期に確立する。 |
| 防災資機材等の保管 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ロープ（ 本） 携帯ラジオ（ 個） ・ 懐中電灯（ 個） ヘルメット（ 個） ・ 油吸着材（ 枚） 乾燥砂（ 袋） |

予防規程（給油取扱所セルフ）

表紙

予 防 規 程

（会社名）

（給油取扱所名）

年 月 日（制定・変更）

給油取扱所予防規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、_____給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災又は危険物の流出、若しくは地震等による災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

（遵守義務）

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第5条 この規程は、毎年1回以上検討を加え、必要に応じてこれを修正整備し、当所の実態に即応した規程の維持に努めなければならない。

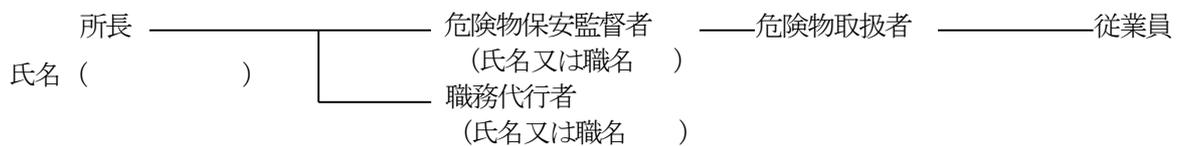
なお、所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、消防本部に変更の申請をして認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

（組織）

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安の役割分担を定めなければならない。



2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

（所長の責務）

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持に努めなければならない。

（危険物取扱者の職務）

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定める危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に

従い適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

（監視者の職務）

第10条の2 監視者は第11条の2の定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

- 2 同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち一名を危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。
- 3 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

（貯蔵及び取扱基準）

第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- 二 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- 三 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- 四 みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- 五 危険物を給油又は積み下ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- 六 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- 七 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（顧客自らの給油作業等の取扱基準）

第11条の2 顧客自ら自動車もしくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 監視者は顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- 二 監視者は顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- 三 監視者は顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- 四 監視者は顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下、「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- 五 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- 六 火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第11条の3 顧客用固定給油設備等の一回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

| | | |
|------|---------|--------|
| ガソリン | 100l 以下 | _____分 |
| 灯油 | 100l 以下 | _____分 |
| 軽油 | 200l 以下 | _____分 |

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- 二 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- 三 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理誘導及び喫煙管理等を行うこと。

（駐車）

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で駐車が禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

（定期点検）

第14条 所内の危険物施設等は、消防法第14条の3の2に基づき、1年に1回以上定期点検を実施しなければならない。

2 前項により行った点検の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

（日常点検）

第14条の2 顧客用固定給油設備等は日常点検を実施しなければならない。

（自主点検）

第15条 _____は、所内の危険物施設、火気使用設備、電気設備及びその他関連設備の構造、設備の維持管理、機能保持及び安全管理に関して、__ヶ月に1回以上巡視点検を行わなければならない。

（工事中の安全対策）

第16条 危険物施設の改修、補修工事を行う時は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2 _____は、前項の工事を行う場合には、工事責任者に対して工事が安全かつ適正に行われるように監視監督を行わなければならない。

3 _____は、火気の取り扱い及び安全対策について工事責任者に確認を行い、危険物事故の未然防止策を講じるように指示しなければならない。

第5章 火災等の災害時の措置

（自衛消防隊）

第17条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。

| | | |
|-----------|------------|---|
| 自衛消防隊長 | （氏名 _____） | ・・・災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること |
| — 通報・連絡班 | （氏名 _____） | ・・・消防機関への通報、所内、外関係者への連絡、公設消防隊の誘導及び情報の提供 |
| — 避難・誘導班 | （氏名 _____） | ・・・顧客を誘導及び敷地外に避難・誘導 |
| — 消火応急措置班 | （氏名 _____） | ・・・初期消火、流出油防止措置 |

（消火活動）

第18条 消火活動等は、次により行わなければならない。

一 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、ただちに初期消火、顧客等の避難、誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

なお、応急措置等は、任務分担に基づき、責任をもって确实、迅速に行うこと。

二 危険物が所外に流出し、又は、可燃性蒸気が拡散するおそれのあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止、除去等の応急措置を講ずること。

（地震発生時の措置）

第19条 地震が発生したときには、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備、器具の使用を中止しなければならない。

なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

（地震警戒宣言発令時の措置）

第19条の2 大規模地震対策特別措置法に規定する警戒宣言発令時には、別に定める任務分担により活動すること。

（風水害時の措置）

第20条 高潮、浸水、土砂災害及び強風による被害の軽減を図るため「風水害対策の実施計画」に定める措置を行うものとする。

第6章 教育及び訓練

（保安教育）

第21条 所長は、従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

| 対象者 | 実施時間 | 内容 |
|------|--------------|---|
| 全従業員 | 回/年 | (1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項 |
| 新入社員 | 入社時 | (4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他 |
| 監視者 | 監視等の業務に従事する前 | (1) 危険物の性状に関する知識 (2) 火災予防・消火の方法等に関する知識 (3) 当所の設備の構造・操作等に関する事項 |

（訓練）

第22条 訓練は部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は___ヶ月に1回以上、総合訓練は___ヶ月に1回以上、次により行うこと。

一 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

二 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ、総合的に行うこと。

第7章 雑則

（予防規程違反者への措置）

第23条 所長は、この規程に違反した者に対しては再教育を実施し、再び違反しないよう指導する等の措置を行うものとする。

